

平成29年9月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年9月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方 義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

事務局の出席者は10名である。

議 長 それでは、ただいまより9月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案の1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から3ページ、12番まで、12件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域、13番から4ページ、15番まで、3件です。
4ページをお願いいたします。使用貸借権設定、西部地域、16番の1件です。
以上、1番から16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号13番は、新規就農者の取得案件でございますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。

深川委員 審議番号13番の新規就農の件につきまして、8月28日に私、深川と原推進委員及び農業委員会事務局職員にてヒアリングを行いましたので報告いたします。
申請人、****は、現在三瀨郡大木町に住んでおり、今回荒木町白口の農地を取得して農業を始める予定です。なお、取得予定地は現在遊休農地の状態ですが、所有権移転後に譲受人が解消し、耕作を行うということの確認がとれております。
営農計画は、大豆及び植木苗を作られる予定です。
農業経験は、若い頃、叔父のもとで米やイグサつくりを4年ほど経験されています。現在でも叔母のところで米や大豆の耕作の手伝いをされているとのこと。
就農後の相談相手は、大豆については手伝い先の親族、植木苗については造園業を

経営されているご子息に相談を行うとのことです。

農機具については、トラクター、軽トラックを所有されています。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また8月30日に行われた西部審査会においてもヒアリング結果について報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、審議番号13番について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案5ページをお開きください。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。東部地域、1番、2番、2件です。1番、申請地、田主丸町鷹取、畑、128㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。2番、申請地、田主丸町中尾、畑、271㎡、申請地を貸しゴミ集積場及び露天駐車場として利用するものです。以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、東部審査から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、報告お願いいたします。

石井副会長 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は農家住宅の敷地を拡張するものですが、申請する一部を既に自宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の既存水路を經由して東側の水路へ放流されています。

汚水・生活排水につきましては、既存の合併浄化槽を經由して東側の水路へ放流されています。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックで土砂の流出を防ぐ対策をとられてあります。

審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。

転用目的は、地元集落のゴミ集積場及び露天駐車場として貸し付けるものですが、申請地の一部を既にゴミ集積場及び駐車場として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、上下水道管の2管が埋設された道路の沿道の区域にあり、500m以内に竹野小学校、竹野保育園がある農地でありますので、第3種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内の新設排水管を經由して、西側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、既存石垣の利用及び南側につきましては、幅2mの緩衝地を設置する計画となっております。

なお、これらの全ての申請案件について排水承諾等、添付書類を確認しております。担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、審査会からの報告は終わりました。
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた
します。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案6ページをお開きください。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請に
ついて、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番まで、3件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、546㎡、申請理由、申請地を借り受けて農家住宅を
建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に
資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、北野町十郎丸、田・畑、6筆計1,237.21㎡、申請理由、申請地を取得
し、集合住宅3棟26戸を建築するものです。

3番、申請地、北野町中川、畑、216㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅
の敷地として拡張するものです。

7ページをお願いいたします。西部地域、4番から8ページ11番まで、8件です。

4番、申請地、荒木町白口、田、224㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を
建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に
資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、小森野3丁目、畑、407㎡、申請理由、申請地を借り受けて農家住宅
を建築するものです。

6番、申請地、大善寺町宮本、田、857㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置

場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、長門石町、田、1,005㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場及び園庭として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、藤光町、畑、1,673㎡、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。なお、一時転用期間は許可後から平成30年3月31日までです。

9番、申請地、宮ノ陣2丁目、田、2筆計1,113㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

8ページをお願いいたします。10番、申請地、三潞町高三潞、田、451㎡、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、三潞町西牟田、畑、451㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

なお審議番号7番は、第1種農地で1,000㎡を超えており、通常農業会議への諮問案件となりますが、農振除外の手続をされた案件は審議会にかける必要はございませんので、今回につきましては農業会議への諮問案件はございません。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

石井副会長 審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は農家住宅を建設するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地であって第1種農地ではありますが、転用目的が農業の振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由して、東側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して雨水と同様に東側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番について説明をします。地図ナンバーは4番です。

転用目的は、集合住宅3棟26戸を建築するものです。農地区分については都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する側溝を経由して西側の水路へ放流いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、市下水道へ接続いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

転用目的は自己用住宅の敷地を拡張するものですが、申請地は既に宅地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内にある既存の溜桝を経由して南側水路へ放流されております。

汚水・生活雑排水につきましては、既存の合併浄化槽を経由して南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ対策をとられております。なお、これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

松延副会長 続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が

地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、西側道路側側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、市下水道管へ直接接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は農家住宅を建築するものです。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に久留米中央病院及び星野医院がありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由して東側水路へ放流されません。

汚水・生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は露天資材置場として利用するものです。農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が既存施設の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜桝を経由し、南側の水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は露天駐車場及び園庭として利用するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜桝を経由し、北側の水路へ放流さ

れます。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、公共事業に伴う露天資材置場として一時転用するものです。

農地区分については、農用地区域内農地以外であり、第1種農地及び第3種農地の要件のいずれにも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既存の排水溝を経由し、北西側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存の柵を利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、当該申請地においては2種類の農地区分がございます。一つは、申請地西側の部分になりますが、こちらの農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって500m以内に古賀病院、かおり保育園がある区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

もう一方は、申請地東側の部分の農地でございますが、こちらは10ha未満規模の農地の広がりがある区域の農地であって、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜柵を経由し、東側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由して北側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して雨水排水と同様に北側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周辺にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、JR西牟田駅から300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜桝を経由して西側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して雨水排水と同様に西側の道路側溝へ放流する計画となっております。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

なお、これら全ての申請案件について排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが無題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「なしの声」

質疑がないようですのでこれにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いいたします。第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので、付議いたします。

第1区、1番、1件です。1番、申請人、安武町住吉、****、経営面積、24,407㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

第3区、2番、3番の2件です。2番、申請人、北野町石崎、****、経営面積14,635㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、北野町大城、****、経営面積41,353㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

10ページをお願いいたします。第4区、4番、5番の2件です。4番、申請人、城島町浮島、****、経営面積408,692㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、今回は****の構成員である****が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。なお議案に掲載しております農業従事者数、経営面積、資本設備については法人の内容となっております。

5番、申請人、城島町芦塚、****、経営面積688,844㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。こちらの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、今回は****の構成員である****が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。なお議案に掲載しております農業従事者数、経営面積、資本設備については法人の内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について、あっせん申出書の提出がありましたので、付議いたします。
第1区、1件です。1番、申出人、北野町金島、****、名簿登録者からの申し出です。あっせん対象地、善導寺町飯田、畑、1,239㎡、あっせん委員は田中正満推進委員です。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められました

ので、付議いたします。

第1区、1番から、14ページ、8番までの8件です。

1番、所在、大善寺町夜明、田、2,609㎡、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在、太郎原町、田、4,478㎡、推進機構より売り渡しとなります。

3番、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町若松、田、3筆計8,832㎡、推進機構への売り渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

4番、所在、安武町住吉、田、8筆計8,416㎡、推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在、安武町住吉、田、4,094㎡、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在、安武町住吉、田、1,743㎡、推進機構への売り渡しとなります。

7番、所在、安武町安武本、田、4筆計6,834㎡、推進機構からの買い入れとなります。

14ページをごらんください。8番、所在、善導寺町飯田、善導寺町島、善導寺町与田、田、4筆計9,042㎡、推進機構からの買い入れとなります。

第2区、9番、1件です。9番、所在、田主丸町八幡、田、2筆計4,808㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第4区、10番から15ページ、12番までの3件です。

10番、所在、城島町芦塚、田、2,079㎡、推進機構への売り渡しとなります。

15ページをごらんください。11番、所在、城島町浮島、田、1,412㎡、推進機構への売り渡しとなります。

12番、所在、城島町浮島、田、2筆計3,516㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第5区、13番、14番の2件です。

13番、所在、三潞町田川、田、3筆計1,949㎡、推進機構への売り渡しとなります。

14番、所在、三潞町田川、田、1,811㎡、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から14番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって久留米市長宛てへ通知いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について、報告第5号、農地移動適正化あっせん事業について、報告第6号、土地改良事業参加資格交替についてまでを一括して議題といたします。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

質疑がないようですので、報告第1号から報告第6号までの報告事項を終わります。
次にお諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はございませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番、池田龍子委員、15番、田中弥生委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。